

## 埼玉県立浦和西高等学校 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積（設置台数）

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	台数
1	県立浦和西高等学校	さいたま市浦和区木崎3丁目1番1号	管理棟東側屋外 (配置図1)	1.90m×1.10m× 3台 6.27㎡	3台
2	県立浦和西高等学校	さいたま市浦和区木崎3丁目1番1号	2号館北側屋外 (配置図2)	1.90m×1.10m× 2台 4.18㎡	2台

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 管理上・美観上等の都合により、自動販売機の周囲に壁等を設置することがある。

### 2 貸付期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（更新なし）

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

#### (1) 大きさ及びデザイン

##### ① 大きさ

飲料水：おおよそ幅1,250mm×奥行950mm×高さ2,000mm以内

##### ② デザイン（外観色を含む）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

ただし、貸付場所が屋外の場合は、外観色のみ公共機関にふさわしいものとし、コイン投入口の受け皿などが無いもので、可。

#### (2) 環境対策

##### ① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

##### ② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

##### ③ その他

「埼玉県グリーン調達推進方針」（平成14年3月策定）の自動販売機の判断の基準に適合すること。（同方針の判断の基準は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月）と同じ。）

- (3) 防災対策等  
災害時に飲料提供が可能な機能、帰宅困難者支援機能などがあること。
- (4) 安全対策
- ① 転倒防止  
「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じるものとする。
  - ② 食品衛生  
「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
  - ③ 防 犯  
硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- (5) 使用済み容器の回収
- ① 回収ボックスの設置  
原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。
  - ② 回収ボックスの規格
    - ア 素材  
プラスチック製又は金属製とする。
    - イ 容積  
回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。
    - ウ その他  
使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。  
また、設置事業者自らが設置する回収ボックス以外に、本校の指定する集積場所に集まった使用済み容器の回収も実施すること。設置事業者が販売した飲料水以外の使用済み容器が混入している場合も、すべての使用済み容器を回収すること。なお、回収作業は、物件番号1と物件番号2の設置事業者が、隔月交替で実施すること。  
デポジット機能付き回収機の設置は認めない。
  - ③ 使用済み容器の処理  
容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。
- (6) 維持管理
- ① 設置事業者において、商品の補充(二日に一度以上)及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き容器置場の清掃などを行うこと。
  - ② 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するた



- 8 費用負担  
自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- 9 貸付場所の返還  
契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して埼玉県の確認を受けなければならない。
- 10 自動販売機設置に伴う事故  
埼玉県の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。
- 11 商品等の盗難及び破損
  - (1) 埼玉県の責に帰することが明らかな場合を除き、埼玉県はその責を負わない。
  - (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。